

平成 30 年度省エネ家電買い替え促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、兵庫県内の家庭においてエネルギー利用の効率化を促進するため、公益財団法人ひょうご環境創造協会（以下「協会」という。）が、予算の範囲内において、補助対象機器設置費用の一部を補助する「省エネ家電買い替え促進事業補助金」（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定める。

(補助対象者)

第 2 条 この要綱に基づき補助金の交付の申請ができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 協会が実施する「うちエコ診断」の趣旨を理解し、その診断を補助申請時までに受診した者（ただし、平成 29 年 4 月 1 日以降の受診に限る。）
- (2) 平成 30 年 6 月 1 日以降に、自らが居住する兵庫県内の住宅で使用している家庭用冷蔵庫をリサイクル処分し、補助対象機器を、「ひょうごスマートライフマイスター店」（以下「マイスター店」という。）で買い替え購入して同住宅に設置した者
- (3) マイスター店で「スマートライフ」の説明を受け、その趣旨を理解し、家庭における省エネを図る者

(補助対象機器)

第 3 条 補助対象となる機器は、別記 1 に該当する機器とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第 4 条 補助対象経費及び補助金額は、別記 2 のとおりとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、うちエコ診断の受診及び補助対象機器の設置終了後に補助金交付申請書兼請求書（様式 1）に下記書類を添付して、協会にその指定する期日までに提出するものとする。

- (1) 補助金振込口座登録用紙（様式 2）
- (2) 確認書（様式 3）
- (3) 家電リサイクル券排出者控の写し
- (4) 新しく購入した冷蔵庫の領収書の写し
- (5) 補助申請者の現住所がわかる公的書類（申請日から 3 ヶ月以内に発行された住民票、運転免許証、国民健康保険証等の写し）
- (6) その他、協会が必要と認めるもの

(補助金の交付決定及び支払)

第 6 条 協会は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付の条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を決定し、補助金交付決定通知書（様式 4）を補助申請者に通知し補助金を支払うものとする。

- 2 協会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 協会は、第1項の規定により補助申請者に対して補助金の支払をするときは、補助申請者が提出した申請書類に添付された補助金振込口座登録用紙（様式2）に記載された振込先に振り込むものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 協会は、次の各号の一に該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部もしくは一部を取消し、または変更することができる。

（1）補助申請者が、法令、本要綱に基づく協会の処分または指示に違反した場合

（2）補助申請者が、補助事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合

- 2 協会は、第1項に基づく取消しまたは変更をしたときは、速やかに補助申請者に通知するものとする。
- 3 協会は、第1項の規定により取消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を請求するものとする。
- 4 補助申請者は、第3項の補助金の返還の請求を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

（取得財産等の管理等）

第8条 補助申請者は、補助対象経費により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、6年以上善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその運用を図らなければならない。

- 2 協会は、補助申請者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を協会に納付させることができる。

（個人情報の取扱い）

第9条 協会は、補助事業の実施にあたって知り得た個人情報については、本補助事業の実施にかかる目的にのみ使用する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は協会が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別記1（第3条関係）

（1）対象機器 家庭用電気冷蔵庫

（2）機器の要件

- 未使用品であること。
- 以下の要件をすべて満たしていること。
 - 1) 統一省エネルギーラベル5つ星であるもの
 - 2) 全定格内容積401リットル以上であるもの

（3）その他

- 1住居につき申請は1台限りとする。

別記2（第4条関係）

（1）補助対象経費 対象機器本体の購入費用

※機器設置費用、諸経費、消費税及び地方消費税は補助対象としない。

（2）補助金額 定額3万円

※新たに購入した冷蔵庫の機器本体の購入費用（税抜き）が6万円に満たない場合は、当該費用の2分の1（千円未満切り捨て）を限度に補助する。

※他の補助を同時に受けることは可能であるが、補助申請者の負担額を上回らない額を限度に補助する。

補助金交付申請書兼請求書

平成 年 月 日

公益財団法人ひょうご環境創造協会理事長 様

住 所 〒

氏 名

㊟

電話番号

私は「うちエコ診断」を受診し、平成 30 年度省エネ家電買い替え促進事業補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請を行うとともに請求します。なお、下記 3 の事項について誓約します。

記

1 申請内容

対象機器	家庭用電気冷蔵庫（統一省エネルギーラベル表示：5 つ星）					
交付申請・請求額※	3	0	0	0	0	円
購入金額（本体購入経費）						円
						* 税抜き

※ 補助金交付申請額は、3 万円となります（ただし、新たに購入した冷蔵庫本体の購入費用（税抜き）が 6 万円に満たない場合は、当該費用（税抜き）の 2 分の 1（千円未満切捨て）を上限）。

※ 他の補助金を同時に受けることは可能ですが、補助申請者の負担額を上回らない額を限度に補助します。

2 「うちエコ診断」受診日

平成 年 月 日※

※ 受診日が不明の場合は、(公財)ひょうご環境創造協会（「うちエコ診断」担当電話：078-735-2738）に確認のうえ、ご記入ください。

3 補助金にかかる誓約

省エネ家電買い替え促進事業補助金の交付を受けるにあたって、下記の事項について誓約します。

- 1 交付申請に関する手続きは適正に行い、書類への虚偽記載等はいたしません。もし、補助に関する一切の書類において錯誤でなく虚偽の内容が確認された場合、補助金は全額返還いたします。
- 2 補助を受けた機器について、6 年以上、管理者として適切に管理します。またスマートライフの趣旨に留意し、家庭における省エネに取り組みます。

〈添付資料〉

- ・補助金振込口座登録用紙（様式 2）
- ・確認書（様式 3）
- ・家電リサイクル券排出者控えの写し
- ・新しく購入した冷蔵庫の領収書の写し
- ・補助申請者の現住所がわかる公的書類（住民票（3 ヶ月以内）の写し、運転免許証の写し等）

補助金振込口座登録用紙

振込先	金融機関名		支店名	
	預金の種類	普通 ・ 当座		
	口座番号			
	口座名義人 (補助申請者と 同一)	ふりがな		

銀行通帳の口座番号・名義のわかるページの写しを添付してください。(必ず貼り付けること。)

--

確認書

※この書類は、購入先のひょうごスマートライフマイスター店が作成してください

購入者氏名	
-------	--

1 対象製品等の概要等

項目	内容	
	買い替え前	買い替え後
1) 製造者名（メーカー名）		
2) 機種名（型番）		
3) 全定格内容積（サイズ）	L	L
4) 年間消費電力量	k W h	k W h
5) 製造年	年	年
6) 統一省エネルギーラベル表示		5 つ星
7) 購入年月日 〈 H30. 6. 1～H31. 2. 1 〉		平成 年 月 日
8) 設置年月日 〈 H30. 6. 1～H31. 2. 1 〉		平成 年 月 日

※ 1) ～ 5) については、冷蔵庫本体に表示されている内容のとおりに入力してください。

2 補助要件

- ①(公財)ひょうご環境創造協会実施の「うちエコ診断」を平成 29 年 4 月 1 日以降に受診していること
- ②平成 30 年 6 月 1 日以降、兵庫県内の自宅で使用している冷蔵庫をリサイクル処理すること
- ③平成 30 年 6 月 1 日以降、ひょうごスマートライフマイスター店で、「全定格内容積 401 リットル以上」かつ「統一省エネルギーラベル表示 5 つ星」の冷蔵庫を購入し、自宅(②の住宅)で使用する(事業用での使用は不可)
- ④ひょうごスマートライフマイスター店で「スマートライフ」の説明を受けること

対象製品等の概要については、上記「1」のとおりです。

また、補助申請者は上記「2 ②～④」の要件を満たしていることを確認しました。

上記「2 ①」については平成 29 年 4 月 1 日以降の受診の有無を確認しました。未受診の補助申請者に対しては、本補助金は「うちエコ診断」の受診が必須であり、受診後でないと補助申請ができない旨を説明しました。

平成 年 月 日

住所

販売店名

印

平成 年 月 日

補助申請者 氏 名 様

公益財団法人 ひょうご環境創造協会
理 事 長

補助金交付決定通知書

省エネ家電買い替え促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容
平成 年 月 日付で申請があった補助金交付申請書兼請求書のとおりとします。
- 2 交付決定番号
- 3 補助金の額
金 円
- 4 補助金交付の条件
補助を受けた機器について、6 年以上、管理者として適切に管理を行い、家庭における省エネに継続して取り組むことを交付の条件とします。

補助金は、本通知の約 1 か月後にご指定の口座に振り込む予定です。